

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	東松山市 就学援助費支給に関する事務 基礎項目評価書【令和3年5月21日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、就学援助費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

東松山市長

公表日

令和3年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	東松山市 就学援助費支給に関する事務
②事務の概要	経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、給食費や学用品購入費等の一部を支給する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①就学援助費支給申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務 ②東松山市就学援助費支給要綱第5条、第6条の届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応対に関する事務
③システムの名称	就学援助システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助システムファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部 学校教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 FAX：0493-24-6123 e-mail：somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東松山市 学校教育課 〒355-8601 住所：埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話：0493-23-2221 FAX：0493-23-2239 e-mail：gakkokyoikuka@city.higashimatsuyama.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月15日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	「I 関連情報」の「5. 評価実施機関における担当部署」の「②所属長」	学校教育課長 佐藤 高志	学校教育課長 塩原 憲孝	事後	人事異動に伴う所属長の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年4月20日	I、3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 条例制定予定	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	条例が制定されたため、重要な変更には該当しない。
平成28年4月20日	I、4 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の取り止めに係る事後報告。
平成28年4月20日	I、4 ②法令上の根拠	(情報照会及び提供の根拠) 番号法第19条第14号 条例制定予定及び後日公布される委員会規則		事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の取り止めに係る事後報告。
平成28年4月20日	I、5 ②所属長	学校教育課長 塩原 憲孝	学校教育課長 鈴木 寿	事後	人事異動に伴う所属長の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月20日	I、5、②所属長	学校教育課長 鈴木 寿	学校教育課長 吉岡 武志	事後	人事異動に伴う所属長の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月20日	I、5、②所属長	学校教育課長 吉岡 武志	学校教育課長 澤田 一彦	事後	人事異動に伴う所属長の変更のため、重要な変更には該当しない。
平成31年4月26日	I、5 ②所属長	学校教育課長 澤田 一彦	課長	事後	記載事項修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月19日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目 1. 取扱い人数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IV リスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月26日 時点	令和2年5月15日 時点	事後	時点修正
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目 1. 取扱い人数	平成31年4月26日 時点	令和2年5月15日 時点	事後	時点修正
令和3年11月15日	IIしきい値判断項目3重大事故	発生なし	発生あり	事後	個人情報保護委員会の指示に従った修正を行うもの
令和3年12月17日	IIしきい値判断項目3重大事故	発生あり	発生なし	事後	